

2. 防災拠点施設の見直しについて

2.1 防災拠点施設の見直しについて

東日本大震災及び熊本地震の被災地においては、復旧・復興の拠点となるべき県庁舎や市町村庁舎も大きな被害を受け、一部は移転し、災害対策を行っておりました。

限られた公共施設で、災害対策本部の運営をはじめとした、情報収集、医療、避難所、物資、道路啓開、道路補修、応急給水など、様々な応急対策を実施するため、防災拠点としての公共施設の配置を検討し、見直しを行うものです。

資料2-2 防災拠点施設の見直し(案)

2.2 大規模災害における市庁舎使用不能時の業務継続拠点(代替)施設の指定について

内閣府が策定した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」では、「本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定めること」とあります。

このことから、市庁舎が使用不能となった場合においても、限られた公共施設で災害時の行政機能の維持と応急対策の体制の確保するため、市庁舎使用不能時における業務継続拠点(代替)施設を検討しました。

2. 防災拠点施設の見直しについて

2.3 業務継続拠点(代替)施設の指定の考え方

業務継続拠点(代替)施設の利用は、市庁舎被災後、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行う執務環境を確保するものです。

検討の結果、業務継続拠点(代替)施設を資料2-3のとおり、作成しました。

また、職員の活動体制は資料2-4のとおりです。

資料2-3 業務継続拠点(代替)施設

資料2-4 職員活動体制イメージ図